

令和元年度 第1回多摩市子ども・子育て会議 会議録

- 1 日時 令和元年6月5日(水) 18:30~20:00
- 2 場所 多摩市役所 301会議室
- 3 出席者 大日向委員(会長)、高岡委員(副会長)、関岡委員、福島委員、岡添委員、島田委員、小畑委員、麻生委員、唐澤委員、安藤委員、岩根委員、佐藤委員、櫻田委員、永山委員、木下氏(関係者)、長谷川氏(関係者)
- ※欠席者：薄井委員

4 開会

- 会長 令和元年度第1回多摩市子ども・子育て会議をはじめます。本日の出席者を確認させていただきます。
- 事務局 本日、15名中14名の出席となっており会議は成立いたします。
配布資料の確認をさせていただきます。
(配布資料の確認：審議資料1~3、報告資料1~13)
- 会長 それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

5 審議

【報告事項】

- (1) 子育て総合センターの相談状況、学童クラブの平成31年4月入所の待機児童状況、パルテノン多摩・子どものエリア事業の今後のスケジュール、公立保育園における休日保育実施に伴う経費について

- 会長 それでは、報告事項について事務局よりご説明をお願いいたします。
- 事務局 (報告資料7、9、11、13の説明)
- 会長 ご意見・ご質問はありますか。
- 委員 いくつかおたずねします。児童虐待相談件数が増えているという報告がありました。1年で2倍、5年前に比べては3倍になっていますが、これについてはどのように分析なさっていますか。
- 事務局 今年度、3月に目黒の事件がありまして、社会的に市民の方も感度が高くなり、また関係機関、学校、保育園含め、児童館、学童クラブ等、庁内各部署においても昨年以上に感度が高く、6月までで1.3倍くらいの通告がありました。国の政府の閣僚会議で、児童虐待の緊急総合対策が行われ、安全確認の徹底ということで、その際に関係機関にもご協力をいただいて、2月にも国の会議のもとに学校も休んでいるお子さんで気になるお子さんは市に連絡をいただいたりと、関係機関でもみなさん感度を上げていただいたことがあるかと思います。また、1月に野田市の事件がありましたので、関心の高まりから2月の児童虐待相談件数が増加していると考えています。
- 委員 増えたということで、みなさんの関心が深まったということについては良いと思うのですが、その後はどういう形でフォローされているのでしょうか。
- 事務局 児童虐待の関係機関から、相談、通告がございましたら、児童虐待の対応の流れとしては、まず児童の安全確認を徹底するということがありますので、48時間ルール、

職員二人体制で児童に会いに行き、お話ができる年齢のお子さんについてはどうであったのか、直接話を聞くような形での確認に努めています。それから、親御さんにもお会いして、お話をする、夜間も含めてなるべく当日にうかがうようにしています。回数が増えていますので、職員も通常の勤務では対応できないところがあり、時間外でも対応をしています。その後継続して、こちらの相談に来ていただいたり、お子さんの面接を継続して行っています。その際には保育園等の場所を貸して頂くこともあります。

- 委員 パルテノン多摩の子どものエリア事業について、これは予算とかは考えずに方向性を決めるのでしょうか。
- 事務局 予算については、記載しないと不調に終わる可能性も高いということで、記載しながら募集する予定です。
- 委員 今回の資料には書かれていないのでしょうか。
- 事務局 昨日の審議会で、金額を提示する形で募集をするということで協議をしたのですが、こちらの資料の用意ができなくて申し訳ありません。年間約4千万円程度で予定をしています。
- 委員 学童待機児童がでていますが、その中に障がいのお子さんも入っているのでしょうか。
- 事務局 待機児童のため、入所面談等を行っていない状況なので、実数は確定していませんが、申請をみる限り、確か自宅待機者の中にはいなかったと認識しております。
- 委員 東寺方小学童クラブの待機児童が多いせいだと思うのですが、ハンディキャップをお持ちの方が学童クラブに申し込みを出したのですが、現実的にこれだけ待機が出ていると優先して入るということはできない状況です。そのため、第1小まで1時間かけて通っています。1人では帰れないので、学童がとても使いづらいという声を聞いています。障がいのあるお子さんも受け入れるという決断をされたのですから、今後より使いやすい状況を、東寺方の待機児童の状況も解消して、多摩市はどの子も学童で過ごせるという環境を作っていただけると安心できます。
- 事務局 課題ということで受け止めますので、早急な対応を検討してまいりたいと考えます。

【審議事項】

(1) 令和元年度の待機児童対策について

- 会長 それでは、審議事項1について事務局よりご説明をお願いいたします。
- 事務局 (報告資料1、審議資料1の説明)
- 委員 小規模保育所を閉鎖する予定であったのですが、それは当初から閉鎖の予定だったのででしょうか。
- 事務局 平成27年度の開設当初、計画では平成29年度には待機児童が解消する想定でした。施設の賃料を前払いすることで、市の持ち出しを少なくして開設できる補助メニューがあったことから、5年分の賃料を前払いして、5年後には廃止するという当初からの予定でした。
- 会長 では、この審議事項については了承とします。

(2) 幼児教育・保育の無償化について

- 会長 それでは、審議事項2について事務局よりご説明をお願いいたします。
- 事務局 (審議資料2の説明)
- 委員 保育料の徴収の仕方ですが、それぞれの施設ごとに行うのではなくて、市が行っているのでしょうか。
- 事務局 現在、保育料は市で徴収しています。
- 委員 実費徴収となったときに、給食を出している施設ごとに、かかるお金は異なってくると思います、それぞれの施設で実費が異なってくることもある、というように考えてよいのでしょうか。
- 事務局 実費徴収の額が異なってくるという状況は想定しているところですが、園長会とも協議をさせていただきまして、統一した徴収額を設けていく方向で話し合いをしているところです。
- 委員 もうひとつ、ここでは、施設による実費徴収というように書いてあるのですが、今までも、今まで保育料を市が集めて下さっていたのを、施設が独自で集めなくてはならなくなるということでしょうか。
- 事務局 保育料に関しては、課税世帯は0～2歳児が無償化の対象外となりますので、引き続き市で徴収という形になりますが、食材費等については、実費という形になりますので、基本は施設で徴収していただくという手法で実施していきたいと考えています。
- 委員 今現在は食費と保育料は切り分けなく一括して市が集めているものということで、そこが大きく変わるという認識で間違いないでしょうか。
- 事務局 現在、保育料の中に食材料費が内包されているため、保育料として市が徴収する形をとっています。今回、保育料が無償化されるため、3歳から5歳児の保育料の徴収はなくなりますが、食材料費に関しては、実費で徴収することが出てきますので、施設で徴収をしていただくという手法を検討しています。
- 委員 すごく大変ではないでしょうか。今の説明だと、その実費の部分は園長会で同じにしようということをおっしゃっていたので、それであれば市が集めるということにしたほうが、保育事業者も助かると思います。小学校でも給食費を集めるのが大変な自治体も多いと思うのですが、今までやっていなかった負担を保育事業者が制度を変えたことに便乗して押し付けてしまうようなことは、いかがでしょうか。
- 事務局 実費徴収があらたに発生するということが、施設にご負担を強いるということは重々承知しているところではございますが、市でも負担軽減策は、何らかの形で考えていく必要があるということで、その負担を軽減できる手法を検討している状況です。施設のみならず、実費徴収を行っていただくことについては、食材料費は、施設と利用者の契約に基づくということになっておりまして、私債権の取り扱いになるというところから、行政サイドがその権利を扱うということが難しいというハードルもあります。実費徴収にご協力いただくという方向で検討しているところです。
- 委員 今まで、保育料というのは、食事のお金も含んだ形で、収入に応じて保育料が分かれています。そこから急に食費だけが出てくるということは、食費は皆同じものを食べれば、所得に関係なく、ある一定程度の負担をするという形式になると思います。逆

に徴収料が増える人もいるということだと思うのですが、感覚的に、急に実費徴収が出てきたところも含めて、これは国の枠組みとして決まってしまったからということで、こうするしかないことでしょうか。市町村が独自で何か行うことはできないという前提なのでしょうか。

○事務局

食材料費の負担感については保育料の中に含まれていたため、保護者の方は負担していたという実感が薄いと思います。ただ、現にそういった費用が発生していたということもございます。今回、幼児教育・保育の無償化ということで、3歳から5歳のお子さんに関して、国で少子化対策の一環として経済的な負担を軽減していこうというもので、その際、幼稚園それから保育園、その施設類型は異なるけれどもそういった方々の公平性も考えていこうという国の方針もあります。多摩市でもそれを踏まえて、どのように公平性を担保していくかということでは、今回の食材料費の実費徴収については、国の方針に則って考えていきたいと思います。特に違いが顕著に現れる施設というのがございまして、認定こども園の1号、2号では、同じ部屋にいるのに、食材料費が発生するお子さんと、そうでないお子さんがいるということで、保護者の方々から常々質問があり、施設側でも丁寧に答えてきているということもございますし、私どもの窓口にも、多く問い合わせをいただいております。今回、幼児教育・保育の無償化にあたって、公平性を鑑みるというところで、特に在宅子育て家庭も含めて食材というところでの公平性に国が重きを置いている点では、その考え方に沿っていくというように考えています。今回、その負担軽減の話をさせていただきましたが幼児教育・保育の無償化で保育料が無料になる、それなのに負担が発生するという点については、負担を発生させてはいけないというふうに受け止めております。そのために もともとゼロ円であった方々が7,500円ということはないように、国も含めて、360万円未満の年収世帯の方々、いわゆる逆転現象という言葉を使ったりもするのですけれどもそれを発生させないというところは、丁寧に取り組んでいきたいと思っております。

○委員

施設側が徴収したお金というのは、市の方にどういった形で引き継がれていくのでしょうか。現金を運ぶのか、指定された銀行口座に施設が振り込むのか、そのあたりを教えていただきたいです。

○事務局

施設側が食材を用意して給食を提供するという形になりますので、施設と市でのお金のやり取りはなく、施設と保護者の方々でのお金のやり取りのみになります。

○委員

無償化前と無償化後で比べると、食費と副食費あわせると7,500円で、第一子でも3歳児だとD2でも7,000円でした。第二子だともっと所得が上のクラスが含まれていますが、そういう範囲も、前と変わらないような形で補助が出るという考えでよろしいのでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりでございます。資料2-2をご覧ください。階層区分でD3のところを見ていただくと、第1子の方が1万円ですが、D2の方が7,000円、ここが境の目安になります。第二子の方は、階層が上にあがって、D5とD6のところの主が境目になります。第3子以降の方は、オールゼロという数字になっております。4歳児以上も、同様に、D6階層まで、逆転現象が起きてしまうので、そこは負担感を発生させないような仕組みを検討していきたいと思っております。

- 委員 多摩市では小学校の給食費も集めるのに苦労されているのではないかと、何度か給食費の未納が多くて困っていますといったおたよりを讀んだ記憶があるのですが、ただそれは多摩市全体の器に入れているので薄まります。ですが、保育所ごとにそれをやると、地域柄とかがでて、ある保育所はすごく未納が多くて、ある保育所はほぼ100%集められるといったことが発生したときに、それを全部、保育事業者の責任として集めなさいというのは酷な気がするのですが、そういった事態の救済措置を考えていらっしゃいますか。
- 事務局 国からの指導が技術的にこういった対応が求められるということで示されていますが、自治体が保育事業者任せにするなどというような示しはありまして、何らかの形で保育事業者と連携しながら、そういった場合は支援をしていく必要があると認識しています。私どもも、取り組みのなかで、園長会とも話しをしながら、市でどういった取り組みができるかというのは検討していく必要があると考えています。
- 委員 保育事業者の負担が増えるのでは、ということについては、市と保育事業者で協議を進めているということによろしいでしょうか。
- 事務局 実費徴収で負担が出るということで、要望もいただいている状況でして、そこは協議を進めていきたいと思えます。
- 委員 その方向でよろしく願いいたします。
- 委員 たとえば、我が家の娘の子供は3歳児で他の行政区ですが、9万円近い保育料を払っています。そういう世帯にとってはすごい大きなもので、年間の所得からかなりの軽減になるのです。でも、今話題になったように、低所得のご家庭にとっては何のメリットもなく、そもそもゼロ円だったのにここで無償化といわれても、それと消費税がセットになっているので、そこをきちっと見ておく必要があるのかと思います。ポイントはここではなく、保育所に入れない人にとっては、無償化を行ったとしても何の意味もないという課題は共有しておく必要があるのかと思います。今日始めて、市から提供された話題ですが、園長会では話していないのです。心配されているような、事業所にそのまま来たら、事務員さんの配置費用がでていないので、みんな苦労して、寄せ集めにして常勤を採用するか、あるいは非常勤で対応せざるを得ない状況です。今回、事務量が大きく増えることにたいして、園長会としては、市長に、市できちっとやってほしいと要望を出しています。今回の話で事業所というお話でしたので、どう軽減策を検討していただけるのかと思います。財政規模は違いますが、世田谷区でも、事業所に負担はかけません、行政内部でやりますということを明確に打ち出しています。そういうこともあって、多摩市とどういった話ができるかというところで、より現実的な話をして、負担がかからない形で検討してほしいと思えます。
- 事務局 要望書は、こちらも承知しておりまして、対応策を真剣に考えていきたいと思っております。負担軽減についてですが、在宅家庭、待機児童でお待ちいただいている方もいらっしゃる状況で、今回の無償化は、3歳～5歳のお子様、より広い範囲での支援策ということで認識しておりますので、幼稚園それから保育園、在宅家庭を含めた意識を持ちながら対応していくことが重要かと思っております。
- 会長 幼児教育・保育の無償化につきまして、何回か前のこの会議でも、課題が多いところではないかという懸念をお伝えしたところでございます。基本的に教育費が無償化

になることは望ましいことであると思います。諸外国では先行実施している国も少なくありません。ただ日本の現状の中では優先順位があるのではないかと、今おっしゃられた事例をみましても、もっと他のところから着手すべきではないかと、そもそも待機児童対策が必要ではないかと、あるいは無償化をすすめていくと、保育士不足が深刻になるのではないかと、さらには食材料費を外だしするという点に関しても、国の会議でも議員からいろいろ意見が出たところでもあります。でも、とにかく国会を通して国から基礎自治体におろされたというところで、基礎自治体でも対策に追われているところと聞いております。そういった中で、実費徴収に関して、保育事業者の負担軽減については、市と保育事業者との現実的な話し合いをするという方向で進めていただくということが良いのかと思います。この件については、以上でよろしいでしょうか。

○委員 もう1回伺いたいのですが、今回の市からの提案は、食費を実費徴収するという方向でよいのでしょうか。実費徴収する先は保育事業者ということでしょうか。

○会長 実費徴収は市の提案ではなくて、国できめていることですね。無償化にともなって、今まで保育料の中に入れていたものを外出ししますということで、国の方針ですので、どの自治体であっても、同じになります。徴収方法に関しては、世田谷区では別の方法をとっているということもありましたので、その件に関しては、市と保育事業者で建設的な協議を持っていただくということです。外出しするという事は、市の方針ではなくて国の方針です。

○委員 今回の審議事項というのは外出しすることになりました、という報告と、実費徴収の方法は基本的に保育事業者にやってもらいたいが、今後の検討でまだ分からないということで伺っておけば良いのでしょうか。

○事務局 (2) 低所得者等の食材料費に対する負担軽減策に取り組んでいきたいということで、こういった考えについてもご審議いただけるとありがたいと思っております。2-6で無償化のスケジュールをご説明させていただきたいと思っております。

○会長 今ご説明いただいたとおりですが、食材料費の外出し分は国の方針で実費徴収となっています。負担軽減策について、このとおりでよいということと、スケジュールについてです。いかがでしょうか。

(3) 次期子ども・子育て支援事業計画の策定について

○会長 それでは、審議事項3について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 (審議資料3の説明)

○会長 多摩市子ども・若者に関する施策検討懇談会も含めて関係者としてお二方いらっしゃっていますので、お話をお願いしたいと思います。

○関係者 子ども若者育成推進法に基づく、多摩市での推進施策を検討して、これまで4回会議をやってきました。基本の枠組みは、全体の法の枠組みにそった検討で、全ての子どもの育成の支援というもの、特に担当部署の気にしているのは、長期ひきこもり、困窮世帯、そういうところ、法の背景にはそういうこともあったのですが、最近のショッキングな事件で注目されてしまって、連鎖的な事件があって、関係の団体でも危惧されているのですが、長期ひこもりで50歳近くになるといった世帯など、どうし

たらいいかという問題もあります。そういった中で、インタビューや困難を抱える家庭の支援を行っていますが、多摩市では非常に個人でもすごい支援をしている人がいて、たいへんな家庭のフォロー、少年院に送られた兄弟がいる家庭の支援をずっとしていたりと、周りはどうしようもない親だとか言うなかでも、子どもは子どもだといって支援をしています。そういう人があるのは驚きでした。それから、子ども食堂や児童館、保育園、そういったところでも困窮家庭の支援をしており、基本的に今回の方向性の中でも、民間の団体が重要で、行政だけではできません。日本は子ども食堂をやっていたら、うちの地区は貧困ではないとか、子ども食堂という名前も批判されるというのは、日本はなんでこんなに非寛容な社会になってしまったのだろうと。そこは社会の進展で、文明が高度消費社会になっています。個人でも情報が得られる、人の助けがなくて生きていけるという錯覚に陥ってなっています。また、人の助けを求めることが恥ずかしいと、貧困は昔はみんな貧困で、恥ずかしいことではなかったはずです。見えない貧困で、見えないところで子ども達の困窮家庭があり、ひきこもりもそうであって、審議の過程で、早期発見早期対策、就学前、妊婦さんの時代から、保健師さんをふくめて連続的に支援をしていく、段階でそれぞれ担当が替わっていくという不連続な支援になっている問題が特にこの会議では議論になって、そういう妊娠期間から継続した連続した支援の態勢、包括的に子育て支援をしていくといったあたり、子育て支援をしていく、これが1点目です。2点目は、ソーシャルワーカーといったすごい活動をしている市民がいるのですが、そういった人達が社会で認められた存在になっていません。日本では食べていける専門職としてなっていません。誰がソーシャルワーカーをしているかという、民生委員の人達がわずかな報酬でやっており、社会福祉協議会があたるかという、今包括支援センターなどの取り組みは高齢者を中心にやっています。子ども・若者支援、総合的な包括的な支援を行うセンターが必要であるとか、そんな総合的な窓口で全体を通じて支援するといった必要性も求められています。それから、ソーシャルワーカーの一部に、特に欧米では、ユースワーカーという人がいます。反社会的な行動に出るのは敏感な時期の思春期が多く、海外では、ユースセンターというものがあるのですが、日本でも中高生の居場所として、神戸の事件のあと、居場所を整備しています。児童館が、昔は小学生だったのが、今は中学生や高校生、そして大学生がボランティアで関わっている、そういう面で、ソーシャルワーカーを中心にしながら、どのようにしてユースワーカー的な役割を担っていくのかといった課題があります。先ほどの早期発見早期対策については、もっと就学前から、保育所を全体的なセンターとして最後に1点、子どもの人権の尊重のところで、虐待のことが書いていません。子どもの権利委員会の方も子どもの権利の面で、子どもの意見を聴いたり、子どもを一人の人間として認める社会にならないといけません。先ほどの議論で、子ども子育てといった時に、議論の中心は子育てで、子ども自身という観点がありません。今の子ども若者支援の法律を見ても、子ども中心に子どもの目で作られたものには感じられません。このあたりは日本の将来を考えたときに非常に不安に思います。最近研究室で調査を行ったときに、小学生1～6年生で平日に外遊びをしている子はどのくらいいるかという、していない子のほうが多くて、都市部で8割が外遊びをしていません。なんで外遊びをしないとい

けないのかと、子どもが言っています。外遊びをしながら社会化していくという、子ども自身の、子育ては子ども中心、子どもの意見、子どもがもっと社会化していく仕組みを考えていかないといけないのではないのでしょうか。こういう会議も、国の法律に振り回されています。多摩市で子どもをどう育てて、将来の市民になっていくか、根本的な考えの軸をきちんと持つべきです。子ども達とどういう将来を作っていくのかといった考えが計画の中にも現れていいんじゃないかと思います。

○関係者

事業の基本方針として4つありますが、今からのべる観点のものが盛り込まれているか、というところでチェックをしたらいいんじゃないかなと思います。たとえば、生きる、食べる、育つ、遊ぶ、学ぶ、参加する、働く、つながる、こうしたことが入って始めて包括的になるんだらうと思います。そうしたときに、どうしても虐待とか貧困の問題、それは別の問題にはなるんですけども、もうちょっと市民レベルに立つと、今言ったような基本的な生活レベルのところでの整理をしたほうが、市民も参加できる、市民も役割を担えることが明確な計画になるんじゃないかと思います。後でインデックスを付けて、これが生きるのところ、食べるのところでもいいと思うんですが、行政が作りました、だけどそれがなかなか市民に届きません、では絵に描いた餅になってしまって、まさに市民の方が積極的に参加できるような計画にされたほうがいいのではないかと思います。あと、地域協議会は、多摩市にはあるのでしょうか。各自治体がないところが圧倒的に多いんです。悩ましいのは、要対協と青少年審議会とか、必置規制、義務な委員会とバッティングしてしまっているの、なかなか作れないです。ところが、要対協や他の必置規制の委員会では取組めない子ども若者の問題をどうするかといったときに、その協議体が無いというのは、ひとつのウィークポイントなんだろうなと思います。おそらく、そういった穴埋めをするためによんでいただいているのだと理解しているのですが、そこをどう発展的にしていくのか、いわゆる包括的に、またシームレス、継ぎ目の無い形での支援をより実体化することにもつながるのではと思いますので、精査したうえでメールでご回答させていただきます。

4 その他

○会長

最後に、その他ですが、事務局からお願いいたします。

○事務局

次回の日程についてですが、令和元年7月25日(木)18時30分から、第二庁舎会議室での開催とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○会長

それでは、本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。

以上